

久坂生の文を評す 安政三年六月 在萩松本

僕家居以來、誓つて世と通ぜず。今、貴書を得て、答へざらんと欲すれば則ち來意に負き、答へんと欲すれば則ち前誓在り。因つて貴書を還して以て前誓を踏み、妄見を録して以て來意に酬ゆ。兄、其の意を知り、其の禮を略し、且つ人に語るなくんば幸甚と爲す。○僕の師治心氣翁、余の爲めに令兄玄機を言ふこと悉せり。後、中村道太も亦屢之れを言ふ。余、因つて一たび其の人を見んと欲す、而して其の人則ち亡し、徒らに涙を墮すのみ。近人又説く、玄機弟あり、玄瑞と曰ふ、亦奇士なりと。而して岸獄の人、固より外人を見るに由なければ、則ち是れ亦望を絶てり。今忽ち此の書を得。玄機を知らんと欲して得ず、玄瑞乃ち在り、玄瑞を見んと欲して能はず、乃ち其の文を読む。僕の狂妄言ふに足らずと雖も、其の兄と相識るも、亦已に久し。議論浮泛にして、思慮粗淺……(略)

無題 安政三、四年(カ) 在萩松本

(一) 山田宇右衛門(關傳)  
 (二) 久坂玄機、藩醫良魁の長子、天籟と號す。蘭學に通じ譯書多し、有爲の材なりしも、安政元年歿、年三十五、贈正五位

諸君宿志各有報 諸君の宿志各、報ぜらるるあらん、

不妨年華累爲空 妨げず年華累りて空となるを。

堅氷漸泮春意動 堅氷漸く泮けて春意動き、

習坎乃知有亨通 習坎乃ち亨通あるを知る。

敏鎌に跋す 安政四年春 在萩松本

此の書は默霖師余の爲めに言ふ。余因つて百方求索し、遂に安部氏の藏する所の刻本を假り、富永有隣に請ひて寫録し、家に藏す。丁巳春日、二十一回生

吉村明卿が藍島に在るに寄す 安政四年秋 在萩松本

君流絶海我孤囚 君は絶海に流され我れは孤囚、

相思山河阻且脩 相思の山河阻たり且つ脩し。

却是鴻鯉如有意 却つて是れ鴻鯉意あるが如し、

詩文拾遺

(三) 險難の意。易の習坎の卦に「習坎は孚あり、維れ心亨る」とあり、程傳に「維れ其の心誠一、故に能く亨通す」と(四) 中島廣足の著(五) 安藝の勳皇僧(關傳)

(六) 松陰獄中の友吉村善作、當時流されて萩灘沖の藍島にあり(關傳)

(一) 萩の雅

乘風先報瀾城秋 風に乗じて先づ報ず瀾城の秋。

三九六

(二) 松陰の友人妻木彌次郎の長子「開傳」

妻木壽之進に與ふ 安政四年八月十三日 在萩松本

此の文、每朝神前に向つて三遍讀むべし。武運長久、國家安全、之れに過ぐべからざるものなり。

(三) 孝經首章の文

身體髮膚、之れを父母に受く、敢へて毀傷せざるは孝の始なり。身を立て道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顯はすは孝の終なり。 吉田矩方謹書

(四) 佐世八十郎、後の前原一誠。その郷は長門國厚狭郡船木の目出、今の小野田町なり

佐世君が郷に歸るを送る 安政四年十一月 在松下村塾  
十日與君讀 十日君と讀み、  
今日送君歸 今日君の歸るを送る。  
君武元尅々 君の武はもと尅々たり、  
亦足助國威 また國威を助くるに足る。

(五) 船木は長門の南部、瀬戸内海寄りなるを以ていふ

干城不自慊 干城自ら慊とせず、

文海拾珠璣 文海に珠璣を拾ふ。

八方肅冬景 八方、肅たる冬景、

萬山多落暉 萬山、落暉多し。

南海有君在 南海、君の在るあり、

不必嘆式微 必ずしも式微を嘆ぜず。

往矣莘渭徒 往け莘渭の徒、

勿徒歌采薇 徒らに采薇を歌ふことなかれ。

藤寅拜草

(七) 漢籍を分類してこの四つにす。經は經書、史は歴史、子は子類即ち荀子・管子・莊子等

村塾記事 安政四年冬 在松下村塾

天下の書、蓋し四大別あり、曰く經・史・子・集。四者を通習し、各々其の精を究むる、是れを博學と謂ふ。博學にして要を失する、是れを雜學と謂ふ。雜學は以て學と

詩文拾遺

三九七

集は個人の集録、即ち白氏文集の類  
(一) 安政四年七月三日、富永有隣、野山獄を免さるるや、その二十五日松下村塾の賓師となる〔開傳〕

(二) 正しくは賀茂、即ち眞淵なり

爲さず。是に於てか専門の學も亦廢すべからず。有隣已に村塾に入り、塾生大いに振ふ。十數歳の童にして傍訓を假らずして文字を讀む者、駭々として輩出す。就中四生あり、二十二史及び資治通鑑を以て各々自ら課と爲し、専ら修めて功を見んと欲す。一浮屠あり、専ら諸集を修む。夫れ經は則ち大なり、子は則ち難し、童子の治め易き所に非ざるなり。數年の後、史より經に入り、集より子に入るもの、未だ必ずしも人なしとせず。吾れの待つ所は是れなり。然りと雖も是れ皆漢學者流のみ。又二生あり、一は加茂・本居二先の軌轍に従ひて、古學を講じ古書を讀まんと欲す。一は水藩及び頼氏の流派を派り、國體を明かにし皇道に通ぜんと欲す。是れ益々樂しむべきなり。有隣余に謂つて曰く、「諸生斐然として徳を成し材を達す、三年七年にして、章を成すこと期すべし。吾れと子と將た何を以てか自ら居らん」と。余曰く、「諸生材を成し能を成す、皆果して彼れの如くんば、吾れ乃ち不材無能を以て自ら居るを得ん、是れ天下の大快なり」と。有隣之れを肯ふ。余、乃ち此れを書して以て其の成るを待つ。

□□□□□。知心の友□□をして此の圖を爲らしむ、題するに短古を以

てす 安政四年(カ) 在松下村塾

(三) 松本村東方の山  
(四) 言を慎むをいふ。孔子家語觀周篇に「孔子、周廟を觀る、金人あり、其の口を三緘す。而して其の背に銘して曰く、古の慎言の人なり」と出づ  
(五) 蘇秦・張儀、戰國の策士にして辯説に長ず  
(六) 公輸般魯の人にして巧みに機械を作す  
(七) 顔淵の貧に居て學を樂しむし趣。「一簞の食、一瓢の飲、陋巷に在り、人は其の憂に堪へず、回や其の樂しみを改めず」と論語雍也篇に出づ

松陰築囚室	松陰に囚室を築き、
坐對護國山	坐して護國山に對す。
山頭吐皓月	山頭、皓月を吐き、
月華射松關	月華、松關を射る。
中有隱逸士	中に隱逸の士あり、
木石同其頑	木石と其の頑を同じうす。
時事口三緘	時事、口を三緘し、
對人眼常販	人に對して眼常に販む。
辯不師蘇張	辯は蘇張を師とせず、
巧不做輪般	巧は輪般に倣はず。
且慕簞瓢趣	且く簞瓢の趣を慕ひ、

曲肱夢亦閒 肱を曲げて夢もまた閒なり。  
 夢裡忽逢月 夢裡忽ち月に逢ふ、  
 月唯解吾顔 月唯だ吾が顔を解く。

新年、清太に簡す 安政五年(カ) 在松下村塾

聞子新年罹小疴 聞く、子、新年小疴に罹ると、  
 不看三日所思多 看ざること三日、思ふ所多し。  
 幾時刮目窺高業 幾時か目を刮して高業を窺はん、  
 且寄吾家擊壤歌 且つ吾が家に擊壤の歌を寄せよ。

武道訓に跋す 安政五年二月二十九日 在松下村塾

武道訓一通、藝(州)人某の著なり、簡にして盡きたり。黒瀬眞市贈らる。因つて叢書中に編して、塾生の輩をして之れを誦習せしむ。願ふに亦武道の一助に非ずや。戊午

(一) 破顔一  
 笑せしむるな  
 (二) 久保清  
 太郎  
 (三) 士別れ  
 て三日なれば  
 刮目して待つ  
 べし。呂蒙の  
 故事に基く  
 (四) 帝王世  
 記に「帝堯の  
 世、天下太だ  
 和し、百姓無  
 事、老人あり、  
 壤を撃ちて歌  
 ふ。歌に曰く、  
 日出でて作し、  
 日入りて息ふ、  
 云々」と。無  
 事平和の状況  
 を報ぜよとの  
 意なり  
 (五) 舊全集  
 第九卷「七種  
 之外二十一回  
 叢書」中にお  
 り、四百字足  
 らずの和文小  
 篇なり

二月念九、寅書す。

清狂上人に贈る 安政五年五月以前 在松下村塾

清狂、名は月性、其の句に云はく、「不<sub>レ</sub>許<sub>二</sub>月空獨擅<sub>一</sub>名」と。齋藤拙堂亦句を贈りて云はく、「月性前身是月空」と。月空の事は二詩の本註に見ゆ。余聞く、承久の役に、清水寺の僧鏡月坊、官軍に従ひて賊に捕はると。節に殉ずる事亦相似たり。因つて此の詩を贈る。

月性四十清且狂 月性四十、清且つ狂、  
 鏡鞭三百凜冰霜 鏡鞭三百、凜たり冰霜。  
 攘夷殉國日精魄 攘夷殉國、日精の魄、  
 彼有月空吾月坊 彼れに月空あり吾れに月坊。

二十一回寅拜

(六) 少林寺  
 の僧たり、清  
 萬表の職を受  
 くるや同志三  
 十餘人ととも  
 に倭寇を松江  
 に撃つ。乃ち  
 自ら部伍をつ  
 くり、鐵鞭を  
 もつて倭を撃  
 殺すること甚  
 しかりしも衆  
 皆戰死せりと  
 いふ  
 (七) 東鑑に  
 は敬月に作る  
 北條泰時の手  
 に捕はれ一首  
 を獻じて死を  
 免かるといふ  
 第九卷四二三  
 頁に松陰曉月  
 坊に作れると  
 同人なり

兩府の分職を議す 安政五年十一月二十五日 在松下村塾

(一) 行相府  
 (二) 國相府  
 (三) 毛利氏  
 (四) 宋の眉山の人、字は子瞻、東坡と號す。建中靖國元年歿、六十六歳。文忠と諡す。策とあるは東坡策の「策略二」に出づ。舊全集第八卷の「東坡策批評」のこの條の欄外に松陰評して曰く「余が兩府の撰充を議するは實に此に原く。其の得失の如きは世の識者に附すると云

撰充の議已に定まる、分職の宜も亦議せざるべからざるなり。行相府は固より政務の本なり。然れども簿書期會、雜碎の務、徒らに人の耳目心思を亂すもの亦尠からず。切に謂へらく、當今の外事は勤王より大なるはなく、内事は治民理財より大なるはなし。内事は専らこれを國相に歸し、而して行相は専ら外事に任じ、責各、歸する所あり。互に相輔けて以て相擾さずば大計建つべきなり。御政務座の職は吾れ知る能はず。然れども其の記録典故は極めて機密なるものと雖も、皆これを國相府に移して可なり。其の賞罰繼絶の諸重事の如き、皆これを國相府に付して可なり。行相府をして一の冗雜の務なく、靜思安居以て外事を謀らしむ。某人當に京師に使せしむべく、某人當に幕府に使せしむべく、某事當にこれを同列の諸侯に告ぐべく、某事當にこれを三末・岩國に謀るべく、兵士幾名、器械幾副、金幾兩、糧幾石と規畫計算して之れを君公に聞し、之れを大臣に議し、之れを所司に下す、皆之れを行相府に主りて可なり。宋の蘇軾の策に契丹・西夏は古の行人・屬國に依倣し、特に一官を建て、宰相をして兩制

(五) 行人は四方賓客の事を掌る官、屬國は正しくは典屬國、蠻夷の降服せしものを掌り、漢の武帝これを置く  
 (六) 正しくは夷賊防禦御手當方といひ、防寇準備のことに關する任務に當る役  
 (七) 安祿山の反亂に際し、二人は共に雒陽城を死守し、遂に萬策盡きて捕へられて死す  
 (八) 行相府用談役井上與四郎・手元役前田孫右衛門

の中に於て、其の用ふべきものを擧げて任を重くし責を厚くせしめ、其れをして日夜二虜を待つ所以を思はしめ、其の權を奪ふことなかれと。是れ今の御手當方と大いに相遠からず。宰相は其の權を奪ふことなしと雖も、權は且に宰相に奪はる、決して能く濟すなし。是を以て虜を制するは、猶ほ可なり。勤王の事、豈に此くの如くにして可と爲さんや。唐の許遠、張巡に謂つて曰く、「公は智勇兼ね濟く。遠は公の爲めに守らん、公は遠の爲めに戦へ」と。遠の位は本と巡の上在り。是に至りて之れが柄を授けて其の下に處り、疑忌する所なし。居中、軍糧を調へ、戦具を修め、而して戰鬪籌畫一に巡に出づ。噫、是れ古の公道にして、抑、亦報國の赤心なり。兩府の撰充、固より兩相の商議何如に在り。然れども井上・前田の諸人をして張・許二公赤心の報國あらしめば、則ち公然としてこれを兩相に請ひ、以て君公の進止を取るも、何の不可か之れあらん。自ら薦むるも未だ必ずしも夸ならず、自ら貶すも未だ必ずしも辱ならざるなり。然れども公道の廢るるや久しく、嫌疑の風熾んにして報國の赤心未だ二公に及ばざれば、則ち大計何に由りてか建たん、而して勤王終に濟すべからざるなり。

耳食錄

安政五年十二月十三日 在松下村塾

近日の士論、多くは周布<sup>(一)</sup>を重んず。周布の重きを爲すは、吾れ殊に其の然るを悟らざるなり。吾れ試みに之れを論ぜん。周布と事を同じくするの人は則ち内藤<sup>(二)</sup>・北條・兼重・藤井にして、皆今世の文才子なりと雖も、忠直の氣、審諤<sup>(三)</sup>の風あるなし。是れ其の志の爲すあるなきこと已に見るべし。御密用<sup>(四)</sup>は御政務座の階なり、而して其の御祐筆は則ち福島吉右衛門にして、其の人善良なりと雖も、立本、氣節に乏し、何の裨補か之れあらん。來原<sup>(五)</sup>・中村・桂・來島<sup>(六)</sup>は皆忠直有爲の士なり、而して周布は則ち之れを疎んじ之れを忌む。

或ひと問ふ、「周布の四子を疎忌するは、何を以て之れを知るか」と。曰く、「周布は來原・中村を欺けり、嚴囚<sup>(六)</sup>紀事を見よ。夫れ親しき者は之れに告ぐるに實を以てす。今、虚を以て之れを欺く、之れを疎んずるに非ざるを得んや」と。來原嘗て論ず、桂は宜しくこれを君側に置くべしと。已にして之れを大檢使に屈す。余之れを

(一) 周布政之助、行相府右筆役  
 (二) 内藤萬里助・北條瀨兵衛・兼重藏・藤井庄兵衛  
 (三) 御密用方と稱し、藩府の典故儀式系譜等の取調を掌る  
 (四) 江戸方右筆役ともいひ藩主直轄の政務に關與する祕書役  
 (五) 來原良藏・中村道太郎・桂小五郎・來島又兵衛  
 (六) 松陰の嚴囚事情を記せる文、第五卷三一〇頁參照

臆斷して曰く、「周布皆之れを忌みたるなり」と。

其の信じて之れを用ふるは、則ち山縣半藏なり。

(七) 岡千吉  
 (關傳)

山縣、湯治と稱して、實は上國に往く。十一月二十五日、淀を下りて坂に入る。仙吉といふ者、京より歸り、余の爲めに之れを道ふ。山縣の言に曰く、「余、姓名を變じて某と稱し、行府の密命を帯びて此に來る、切に前田・中村をして知らしむるなかれ」と。

其の狎客<sup>(八)</sup>は、茶に於ては則ち井上留六、酒に於ては則ち土屋彌之助。其の慷慨を裝ひ、氣節に扮するは、則ち松島瑞益・赤川直次郎なり。然れども松島・赤川は猶ほ山縣の信用あるに及ばざる者なるも、其の有爲の氣は浩々として未だ止まず、山縣の柔順なるに如く能はざるなり。近時政府に美擧なきに非ず、然れども福原繼嗣<sup>(九)</sup>の事は左近允遺言して、彈正之れを右<sup>(九)</sup>、而して君公之れを允したまふ。周布なしと雖も必ず成るなり。學政の更張、歩兵の演習は議皆國相府より發し、農兵の議は國府之れを發して行府之れを沮めるなり。京師の細作<sup>(九)</sup>は國府之れを差<sup>(九)</sup>して行府之れを抑へしなり。細作

(八) 永代家老福原家督相續の事。左近之介歿後、寄組の老臣佐世主殿(實は左近之允の實子、出でて佐世を嗣げるもの)嗣ぐ。これ即ち後の福原越後なり  
 (九) 間諜、スパイのこと

(一) 京都留守  
守居役福原與  
三兵衛

(二) 第五卷  
三三五頁「三  
末・岩國と和  
せんことを論  
ず」参照  
(三) 江戸藩  
邸役人

(四) 周布が  
重要人物なる  
ことを悟らす  
の意なり

の京に在る者に、福原邸守、酒を置きて懇慰し、其の外出を止む。蓋し行府の旨を奉  
ずるなり。然らば則ち周布なしと雖も、何ぞ國に損せん。且つ事の擧がらざるもの指  
屈するに勝へざるなり、親政衆議も未だ擧がらざるなり、大臣を和睦することも未だ  
擧がらざるなり、三末・岩國と親しむことも未だ擧がらざるなり。江邸の俗吏は宜し  
く一掃して之れを盡すべきに、而も未だ擧らざるなり。然らば則ち周布の重きを爲す  
は果して何を以てなるか。今、周布上君公に獲られ、中行相に知られ、下一國人士の  
望を荷ふ、乃ち其の身重し。其れ國の爲めに重き所以のものなれば、何を爲してか成  
らざらん、何を言ひてか聽かれざらん。是れ吾れの悟らざる所以なり。往年、周布の  
御政務座を免ぜられしとき、余、人をして之れに謂はしめて曰く、「公幸に官を罷め  
て退居す、宜しく英俊を教育し以て國家に裨益すべきなり」と。周布曰く、「吾れ耐  
ふる能はず」と。吾れ是れを以て其の志なきを知れり。而して今此くの如し、何の重  
きことか之れあらん。十二月十三日書す。

讀書感奮餘錄三則

安政五年冬 在松下村塾

今日時機甚だ迫る、而るに俗論梗塞猶ほ尙ほ依然たり。寄組の入學、本より大議に非  
ざるなり。然れども是れすら俗論に克つ能はず、則ち他は何ぞ言ふに足らん。故に西  
門豹、巫を投じ河を治むるの事を以て、これを彈相に責むと云ふ。

彦根大老は智瑤なり。尾・水・越・橋を罪するは、地を韓康子に請ふなり。四公罷む  
るを辭せざるは、猶ほ韓と萬家の邑のごとし。已にして土佐・宇和島を罷め、隱居  
を請はしむ、又地を魏桓子に求むるなり。或は傳ふ、土佐は隱居を請はざらんと欲す  
と。果して然らば、趙襄子の蔡臯狼の地を與へざるなり。當今天下の勢、正に方に此  
くの如し、一日萬幾、殆きかな、岌々たるかな。未だ張孟談の何れの藩に在るを詳か  
にせざるなり。晉の四大夫、趙氏の強なるに如くものなし、吾れ我が藩の趙氏たらん  
ことを願ふなり。童子と綱鑑を讀み、縦言して之れに及ぶ。

中大兄皇子、鎌足と與に入鹿を誅せしは、誠に危計なり、誠に快擧なり。吾が藩四侯  
と與に彦根を誅するは、入鹿より易く、其の快之れに過ぐ。當路の君子、遲疑するな

(五) 大組の  
長となる上士  
にして高祿を  
食む階級  
(六) 戰國魏  
の文侯の臣。  
郡の令となり  
しに、其の土  
地の習として、  
巫が河伯の爲  
めに婦を娶る  
と稱して婦女  
を河水に投ず  
ることあり、  
豹、斷然其の  
弊を改めんと  
て、巫を河に  
投ず  
(七) 家老益  
田彈正、責む  
るの事は第九  
卷三七八號書  
簡参照  
(八) 智瑤は  
韓康子・魏桓  
子・趙襄子と  
ともに春秋戰  
國晉の四大夫  
なり。智瑤、  
強を以て地  
を韓・魏に求  
めて遂に趙に  
及ぶ。趙襄子

くれば幸なり。童子の爲めに日本史齊明紀を讀み、因つて思ひ之れに及ぶ。

京邸の議 安政五年 在松下村塾

與へず、智瑤これを晉陽に攻め、城まきに陥らんとす。趙の謀臣張孟談、韓魏と結び、急に伐つて智瑤を捕へ、これを滅す。  
(九) 尾張・水戸・越前・一橋  
(一〇) 書經 皋陶謨に「競競業々として一日二日萬幾」と出づ。一日二日のうち萬禍の兆あるをいふなり。  
(一一) 明の袁黃の撰、歴史綱鑑補、三十九卷  
(一二) 尾張・水戸・越前・薩摩の四藩主  
(一三) 水戸の大日本史  
(一四) 京都留守居。京都の藩邸にありて

謹んで按ずるに、官司の要間、班資の崇卑は皆時に隨ひて宜しきを制し、一定あるなし。今、君公方に勤王を以て重事と爲す、則ち京邸の官司、職は宜しく要とすべし、班は宜しく崇くすべし。崇班要職なれば、其の選も亦豈に尋常の俗吏にして可ならんや。舊例は、幕府を奉ずることこれより重きものなかりしを以て、公儀人多くは奥番頭に班し、出入親密なり。大阪の金穀の事は國用に關係すること最大なるを以て、頭人以下、皆歴練の老吏を以て之れと爲し、頭人は則ち班、表番頭格たり。獨り京邸寂寞、門雀羅すべく、庸材朽木の棄地と爲す、豈に君公勤王の旨然りと爲さんや。且つ従前は邸中無事にして、宴樂是れ散り、是くの如きもの習ひて故事となる。凡そ京を守る者、未だ御所を拜せざるに先づ島原に遊び、親王關白は何人たるかを知らざるに、妓名酒號、左右、原に逢ふ、今に至るまで猶ほ然り。京吏の俸給固より薄し、又遊蕩

朝廷に關する藩務及びその他の庶務を司る役  
(三) 江戸の毛利藩邸に數人を置き、幕府及び他藩との交渉周旋の事務とする役  
(四) 藩主に最も昵近なる役にして殿中諸事を統轄す、他藩の側用人にあたる  
(五) 孟子離婁下篇第十四章に「即ち之れを左右に取りて其の原に逢ふ」と出づ。第三卷二〇頁參照

して之れを盡し、楞然として將に餒ゑんとするも、尙ほ且つ狼疾、騎虎にして休止せず。今日 天子軫念したまひ、公卿切齒するも、邸吏は尙ほ醉夢の中にして、其の何の故なるかを辨へず。政府蓋し亦其の弊を悔いん、蓋ぞ其の本に反らざる。反らば乃ち一二有志の者を選び差して、以て 京師の間諜を爲せ。吾れ竊かに政を爲すを知らずと爲す。請ふ私かに之れを策せん。邸守の班資、當に公儀人の如くすべし。大坂の頭人・檢使以下胥徒に至るときは、皆舊例に仍る。但し其の人必ず聰明識斷、學問あり、尤も尊皇の義を知る者は、胥徒の賤と雖も敢へて其の撰を忽せにせず、況や邸守をや。其の俸給は舊例に拘らず必ず之れを優給し、以て公卿私人と結び、及び志士仁人窮乏饑餓の者を養ふに足り、然る後可と爲す。凡そ京邸を守る者は、上は公卿の門に出入し、戀闕の誠を致し、以て 九重の宸襟を安んず。外は志士仁人と交遊し、天下の公論を採聽し、以て本藩の廟謨を輔け、内は文を揆り武を奮ひ、闔邸の士氣を鼓舞す。下は胥徒雜役に至るまで屈抑する所なからしめ、邸中をして絶えて脂粉の臭、醉夢の闌なからしむ。豈に堂々たる大國の京邸ならずや。之れを行ふこと極めて易し。



有司何ぞ思ふる所にして、敢へて之れを行はざる。吾れ故に曰く、「政を爲すを知らず」と。謹んで京邸の議を作る。其の人物録は別に見ゆ。

讀書人に贈る 年月不明

男兒非蜉蝣 男兒蜉蝣に非ず、

心存萬世慮 心に萬世の慮を存す。

勿做迂腐徒 迂腐の徒に倣ひ、

論衡爲談助 論衡を談助と爲すことなかれ。

子遠に與ふ 安政六年二月四日 松陰在野山獄 入江在私

向に貴稿を改め、施全の秦檜を刺すの事を用ひんと欲し、誤りて施を章に作る。後乃ち之れを覺りしも、懶りて未だ告謝に及ばず。偶々李氏焚書を讀みしに、朱文公が「舉世忠義なし、這些の正氣、忽ち施全の身上より發出し來る」と云へるを引き、又

(一) 漢の王充撰す、三十卷。其の議論偏僻過激に失する所あれども世教に益あるを以て稱せらる。  
(二) 入江杉藏「關傳」  
(三) 宋の錢塘の人、秦檜を刺さんとして成らず市に磔せらる。  
(四) 明の李卓吾の著  
(五) 宋の大儒朱熹、朱子又は朱文公と稱す

或は「今の岳の祠多く賊檜の像を鑄、門外に跪縛す、當に更に施全の像を鑄て、立てて左に在らしめ、刀を持たして檜を砍らしむべし、乃ち得ん」と云へるを引く。何ぞ其の言の壯なるや。昨聞く、賓卿・實甫國に歸り、因つて山口に滞り、獨り無窮家に歸ると。三人、氣魄衰茶し、禍を惧れ義を忘れ、徒らに時を待つを以て藉口し、而して時の逝きて人を待たざるを思はず、吾れをして悶々食を廢せしむ。然らば切に施全の事を以て渠れに語るることなかれ。渠れ亦嚙驚して箸を投ぜん。貴稿の章の字、急速に之れを改めよ。

佐世・岡部二君に寄す 安政六年二月中旬(カ) 在野山獄

久當聖賢門 久しく聖賢の門に當る、

進退勿躊躇 進退、躊躇することなかれ。

古今人所患 古今の人の患ふる所、

嘗是子夏癩 嘗て是れ子夏の癩たり。

(六) 杭州西湖畔にある岳飛の廟。岳飛の誠忠遂に秦檜のために阻まれて却つて殺さる。  
(七) 中谷實卿正亮・久坂實甫玄瑞  
(八) 松浦無窮  
(九) 佐世八十郎・岡部富太郎。佐世は當時長崎留學の薄許を得て不日出發せんとす、而もこれより以前松陰の要駕の職に與して脱走上京せんとせし誓約を破る。乃ち松陰との間に苦境に立ち居りたり  
(一〇) 子夏、子を喪ひて哭するの餘り盲目となり、貧苦のためにつれ疲れたる

をいふ

詩文拾遺

非決胸中戰 胸中の戰を決するに非ざれば、  
無謀復得腴 復た腴を得るを謀ることなかれ。

市井違仁義 市井、仁義に違ふ、

亦非遠道途 また道途遠きに非ず。

出則商賈侶 出づれば則ち商賈の侶、

入誠夫子徒 入つては誠に夫子の徒。

餓鬼與成佛 餓鬼と成佛と、

左右在此圖 左右、此の圖に在り。

諸君勿受給 諸君、給を受くることなかれ、

岐路多田夫 岐路、田夫多し。

(一) 第六卷一四五頁「八十に與ふ」の文参照

(二) 伏見藩入策

子遠に與ふ 安政六年二月十九日 松陰在野山獄 入江在私

云々の策、公自ら信じて妙と爲さば、斷然逝け。後事の策に至つては、擧げて之れを

後人に附せよ。後人能く爲すと爲す能はざると、公に於て關するなきなり。日期甚だ

迫るも、公發せず、後事擧らず、坐して機會を失ふ、恨憾何ぞ極まらん。詩あり云は

く、「秦兵入界百難生。此際寧追縱與横。刎頸田光雖三闕死。燕丹難免促軻情。」

吾れ平生荊卿の名心重甚なるを惜しむ、亦燕の太子の遺意のみ。公切に荊卿を以て戒

と爲せ、意未だ盡さざるあり、今夕一たび來れ。不一、二月十九日、寅白す。公の意既に前夜に

盡せば、則ち更に來るを須たす、吾が意盡さざるなきなり。

(五) 綱鑑補を讀み、偶々一語を得、録して子遠に送る。

宋史の康保裔の傳に謂ふ、死して勇を傷ると雖も、終に苟も免かるるに異なり、功、

成るなしと雖も、志、尙ぶに足るあり。故に取りて忠義列傳の首と爲す、死忠を勸む

る所以なりと。

自戒 此の戒、素より自戒にして、復た某々二友に寄示せんと欲す。然れども今未だ當否を審かにせず、故に暫く之れを停む。子遠に示すに至りて、殊に意氣なし、尋常の草稿として之れを視て、許多の曲處を生ずるなかれ。回白す。

名 (七) (三首)

名固不可好。然亦可無名。世有畏謗客。乃曰吾避名。

詩文拾遺

(三) この詩第六卷一四四頁に出づ。支那戰國の世に秦の國を對象として合從論と連衡論とあり、秦と和すべしと云ふは連衡即ち横にして、秦に對して聯合軍を以て戰ふべしと云ふは合從即ち縱なり。此の所外夷を秦兵に比し、今や縱横の論其の時にあらざるを云ふ

(四) 燕の處士なり。燕の太子丹其の賢なるを聞きて招き國事を圖らんとす。田光、太子の爲めに刑刺を薦む。太子田光に其の言を漏らさざること請して自ら頭

大名不<sub>レ</sub>虚立<sub>一</sub>。實賓其可<sub>レ</sub>辭。若辭<sub>二</sub>好<sub>レ</sub>名譏<sub>一</sub>。忠孝不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>爲<sub>一</sub>。  
男兒眞骨頭。豈受<sub>二</sub>人<sub>レ</sub>斫<sub>一</sub>。毀譽附<sub>二</sub>自然<sub>一</sub>。吾自立<sub>レ</sub>卓々<sub>一</sub>。

忍 (二首)

不<sub>レ</sub>動<sub>二</sub>聲兼<sub>レ</sub>色<sub>一</sub>。富山天下安。英雄大勳業。一忍酷艱難。  
懲<sub>レ</sub>忿與<sub>レ</sub>望<sub>レ</sub>慾。英雄雙工夫。望<sub>レ</sub>慾猶容易。殊於<sub>レ</sub>懲<sub>レ</sub>忿輸。

松陰稿

春宵一刻直千金、花有<sub>二</sub>清香<sub>一</sub>、月有<sub>二</sub>蔭<sub>一</sub>といふこと讀み、子遠に遣はしぬ  
獨寐の首を擧げて窓みれば花の月影直千金 矩方

○來月五日まで僅かに十五日あるのみ。十五日より又五日を失ふ。

入江杉藏に與ふ 安政六年二月二十日 松陰在野山獄  
入江在獄

士毅の見る所、此くの如きのみ、章を尋ね句を摘むの書生、安んぞ英雄豪傑の大策略

を勿ねて死し其の言はざるを明かにす  
(五) 歴史綱鑑補、三十九卷。明の袁黃の撰  
(六) 洛陽の人、眞宗の朝に高陽關都部署たり、契丹入寇して重圍に陥るや、荷も免かれんとを求めず、決戦して死す  
(七) 第六卷一四二頁以下参照  
\* 以下原本欄外に在り

(一) 三月五日、藩主參勤の途上る管なり

(二) 小田村伊之助(關傳)

を知らんや。足下固より當に是れ等の説に惑はざるべし。足下告げずして發するも、吾れ萬々恨なし、然れども心中猶ほ言はんと欲するものあり。幸に一たび來たらば、吾れ則ち之れを盡さん。八十・松洞、亦皆凡士、誘ひ去るに足らざるなり。

二十日

松陰

子遠 足下

僕、足下を信ず、故に此の書を呈す。足下若し僕を信ぜざれば、此の書を却回せよ。

諸友に與ふ 安政六年二月 在野山獄

大丈夫當に卓然自立し、千聖萬賢の動搖する所とならざるべし。若し人の跟脚に隨ひ、人の杖屨を持たば、是れ終身奴のみ。伏見の事、吾れ自ら爲す能はず、特だ子遠に問はれて、然る後之れに對へ、遂に論じて諸友に及ぶ。諸友是とせざれば則ち已めよ。何ぞ更に一獄奴の言の爲めに多少の憂慮を荷はんや。是れ吾れ已に獄に繋がれて奴となる、諸君又奴の奴とならば、更に辱ならずや。諸君唯だ能く自立して、復た獄奴に

(三) 佐世八十郎・松浦松洞。この二人始めは入江と共に上京して畫策する豫定なりしに中頃背き去れり

問ふなかれ。獄奴も奴たるを喜ばざれども、死を惜しむこと極めて甚しきが爲めに故らに生を縲おろせにゆす。今後近きは則ち來原・桂、遠きは則ち周布・長井、交々來りて吾れを奴とせん。吾れ然りと雖も獨り大丈夫となるべからざらんや。

(一) 佐世八十郎  
(二) 西すとは溝命によりて長崎留學に赴くを言ひ、東すとは松陰の命によりて入江子遠と共に伏見に濟入するを言ふ  
(三) 岡部富太郎  
(四) 松陰のあざな  
(五) 此の年正月二十四日時事に憤慨して絶食せるを言ふ

(六) 福原又四郎・作問忠三郎「關傳」

(一) 八十、大いに是れ癡漢なり。明かに西すれば則ち師友に負き、東すれば則ち君父に辜くを知る、君父と師友と、輕重辨へ易し、何の困迫か之れあらん。子楫、説あらば、何ぞ僕の爲めに一言せざる。大抵諸友僕を待つに鬼神を以てし、敬して之れを遠ざくるあるのみ。乃ち面從後言して云はく、「義卿人に強ふ、義卿人に強ふ」と。人事此くの如し、何ぞ更に呶々せん。吾れ前日粒(五)を絶ち、死して而も死せざるの人たらんと欲す。恨むらくは志薄く執ること鬆(六)れ、旋(七)つて復た食に就く。今日便(八)ち生きて而も生きざるの人のみ。諸君情あらば、亦當に僕の爲めに一慟すべし。今來年の際、志士、手を著くるの處なし。子楫宜しく此の時に及びて妻を蓄へ子を育て強健飲啖すべし、是れ妙と爲す。戲言に非ざるなり。

(六) 福原・作問の書、拜讀す。志氣並びに妙なり。然れども今は用ふる所なし、宜しく

(七) 歐陽修宋の文豪にして政治家

閉づべし、宜しく秘すべし。作問の書體は蕪穢(七)にして、歐陽公をして之れを見せしむれば、必ず之れを難せん、慎々之々。

江帳の韻に次す

愛(八)死亦男兒。出(九)師不待(十)時。請觀引(十一)聖者。到底何能爲(十二)。愛は好なり、原作の愛惜の意と同じからず。

無咎の小瘡如何、自愛せよ自愛せよ。

(九) 實甫が三百の歸來、一の緊要の話なく、徒らに謎語數言を投ずるのみ。厚意過當、再びするなかれ、再びするなかれ。

大抵僕の行事は明々見易し、多少の議論を生ずるなかれ。議論已むべからざれば、則ち公等は從横して不可あることなきも、僕は已に死人たり、復た生人と辯ぜざるなり。宜しく村塾に課題し、各々吉田矩方論一篇を作り、以て罵詈を縦(十三)にすべし、豈に公等に快からずや。

\* 以下原本欄外にあり。この詩第六卷一四八頁にも出で、編者「死を愛しむ」と讀みしは、この松陰の自註によりて明かに誤なり  
(八) 増野徳民  
(九) 久坂玄瑞、江戸より三百里程を踏みて二月十五日萩に歸來す  
(一〇) 謎語數言なるもの何を指すか未詳なるも、この頃の久坂よりの書簡第九卷四九一號參照すべし

感傷の言

安政六年三月 在野山獄

(一) 安政五年三月二十日堀田閣老を召して下し給へる日米通商條約再議の勅詔をさす

(二) 建武・延元の世、即ち後醍醐天皇天業復興の世なり

吾れの死を求むるは、菅だ異を好むに非ざるなり。初め詔書の降るや、固より死を以て事に勤めんと期す。今死する能はず、是れ心に負くと爲す、一なり。天皇の憂勤何如ぞや、而して防長一人の死なし。今死する能はず、是れ吾が公に負くと爲す、二なり。去年の事、實に建延以來の大機會にして、而も天下乗ずる能はず、則ち今後三十四年、復た見るべきものなからん。今死する能はず、是れ朝廷に負くと爲す、三なり。此の三負を抱きて快々として世に居る、生も死に如かざるや久し。況や政府の諸公、従前喋々たりし者、今は則ち黙々たり。村塾の諸友、平時炎々たりし者、今は則ち寂々たり。尊攘の事止み、公駕東行するも、漠然として顧みず、曾て官を棄て祿を辭し、古人の爲せし所に倣ふ能はず、其れ國脈を如何せん。平時直諫なくんば、戰に臨みて先登なし。是れ治亂同じく濟はれざるなり。一念ここに至る、但だ感傷悲愁あるのみ。

狂歌

安政六年春 在野山獄

きじもそろく尾が出る、かづらはなににまどふらん。みちた貌にて長崎へ、くるはら花のさくかさかぬか。

(三) きじは小田村士殺、かづらは桂小五郎、みちたは中村道太郎、くるはらは來原良藏をさす

久坂玄機の上書の事を記す 安政六年春 在野山獄

清狂、玄機を挽す。「讀書醫國平生志。決戰攘夷絶命文」の二句眞に泣くべし。聞く、玄機死に瀕して上書せしも、家其の稿を失ふと。道太云ふ、「當に相模の營庫に存すべし」と。相營今已に徹せらる、果して何れの局に歸せる。願はくは其の在る所を推究し、玄瑞をして抄し藏せしめんことを、亦賢者の用心なり。

(四) 僧月性(五) 久坂玄瑞の兄、安政元年二月歿、年三十五(六) 中村道太郎「關傳」

家兄梅太郎に贈る 安政六年春 在野山獄

赤川翁の著、笹草の外猶ほ幾數種かあるを思ふ。久保翁想ふに當に之れを詳かにすべし。弟本と翁の官途の轉遷、生歿の歲月を略述し、其の著書の後に置き、以て後考に資せんと欲す。願はくは事を以て久保翁に質し、且つ其の藏する所を借致せば幸甚なり

(七) 赤川實昌ならん、第十一卷丁巳日乘正月十一日の條參照(八) 久保五郎左衛門

り。

○ 安政六年春 在野山獄

木々大人<sup>(一)</sup>心ありとて佳節にも杜康<sup>(二)</sup>の家に過られざれば屈原の事など思ひつづけて

我れひとり醒めたる人の心しは昔も今も床<sup>(三)</sup>しかりける

富永有隣の事を記す 安政六年春夏 在野山獄

〔前關〕右其の原は親戚<sup>(一)</sup>の陥る所となり、これを野山獄に投ず。余、己に獄に入りて深く相親善し、意に深く之れを憐む。余、己に獄を脱し、父兄友生と謀り、引きてこれを村塾に主<sup>(二)</sup>とす。己に一年、衆交、服せず、訖<sup>(三)</sup>に今日に至り、相讎敵視す。諸<sup>(四)</sup>、諱論して曰く、「義卿人を知らず、有隣義を知らず。(以下略)

(一) 林有道か、野山獄同囚ならん  
(二) 古の酒を作りし人なり、因つて酒の異名となる  
(三) 富永有隣のことの如し  
(四) 梁の武帝の時、夢占の名人あり。武帝これを試みんがため詐りて曰く「昨夜、屋瓦二つ驚きとなりて飛び去れる夢をみたり、如何」と。夢占曰く「今日臣下二人天亡すべし夢兆なり」と。果して近臣二人闘諍して天亡せりと云ふ。是れ夢に依りて禍敗を致すなり  
(五) 晉の武

夢を論ず 安政六年四月二十五日頃 在野山獄

夢本と定然たるなし。梁武<sup>(一)</sup>が乙卯の夢、以て其の禍敗を釀<sup>(二)</sup>し、陶侃<sup>(三)</sup>が升天の夢、以て其の諫抑に資す。則ち志の敬怠は夢に禍福あり。宋の沈煥<sup>(四)</sup>云へらく、「晝はこれを妻子に觀、夜はこれを夢寐に卜す、兩者愧づるなくして、始めて以て學を言ふべし」と。此れ孔子周公の夢に見るあり、而して眞に人をして泚然<sup>(五)</sup>として頼<sup>(六)</sup>に汗せしむるを言へり。余、獄に入りてより來、竊かに國に死するを以て自ら期し、夢も亦之れと隨ふ、心に頗る以て愧づるなしと爲す。四月念五、午睡して忽ち夢む、獄より徙りて安きに就き、便ち嬉々<sup>(七)</sup>として樂しめり。寤<sup>(八)</sup>めて悦ばず。吾れ豈に獄を以て苦と爲し、徙るを以て樂しむと爲し、僥倖を以て悦びと爲す者ならんや。何ぞ此の夢ありしや。夢を以て戒めと爲す、陶士行は吾が師なり。故に具さに之れを書す。

○ 安政六年五月 在野山獄

高須うしのせんべつとありて汗ふきを送られければ

矩方

將、字は士行  
夢に八翼を生じ飛びて天に升り、只一門未だ人を得ず。この時番人、杖を以て佩を撃つ。因りて地に墜ちてその左翼を折ると。八州に都督たるに及び上流に據り強兵を握り、潛かに窺箭の志ありしも、毎に翼を折りし夢を思ひて自ら抑へて止む  
(六) 宋の學者  
(七) 論語述而篇第五章に「子曰く、甚しいかな、吾が衰へたるや久し。吾れ復た夢に周公を見ず」とあるをいふ  
(八) 高須久子、野山獄の

女囚

詩文拾遺

箱根山越すとき汗の出でやせん君を思ひてふき清めてん

四二二

高須うしに申上ぐるとて

一聲をいかで忘れん郭公（郭公と書き）

松陰

○年月不明

述懐

骨を粉にし身を碎きつつ大君に丹（あか）き心を捧げてしがな

矩方

絶筆 安政六年十月二十七日 在江戸獄

\*十月二十七日呼出しの聲をききて

矩之

此の程に思ひ定めし出立（いでたち）はけふきくこそ嬉しかりける

辭世 安政六年十月二十七日口吟 在江戸獄

\*本巻口繪  
参照。署名矩  
之は憚りて故  
らに變じたる  
ものか。第四  
句の中程に點  
あるは文字の  
不足あるも推  
敵の暇なかり  
しを以て、特  
に自らその不  
足を意識せる  
を示すために  
附したるなら  
ん

身はたとひ武藏の野邊に朽ちぬとも留め置かまし大和魂

吾今爲國死 吾れ今國の爲めに死す、

死不負君親 死して君親に負かず。

悠々天地事 悠々たり天地の事、

鑑照在明神 鑑照、明神に在り。

## 解題

○松陰詩稿は松陰二十五歳の秋即ち安政元年九月江戸獄を免されて萩に護送さるる途上の吟詩五十七短古以下、安政五年戊午の終りに至る間の詩及び極めて小数の和歌を輯めたものである。但し「舊稿」と題するものの中の一首、及び「西征殘稿」と題するものは各、嘉永六年の九月露艦搭乗のため江戸より長崎に急行した途次の舊作であるが、月性・口羽杷山等の評を請ふために何れも松陰が後に更に清書又は改竄したものであるため、この稿中に收められたものである。従つて「西征殘稿」中の始の八首は第十卷「長崎紀行」中にも見えて重複するが、暫く原本の儘にここに載せた。且つ詩稿の配列は「西征殘稿」をその序にある如く安政四年の所に置いた以外は、率ね作られた年月順に従つたから、原本の配列とは少しく異なる。而して「甲寅舊稿」(舊全集に乙卯舊稿とせ、  
るもこの度訂正す)「咏史」「乙卯冬稿」「丙辰秋冬稿」「丁巳詩稿」「戊午稿」の六つの標題は舊全集編纂の時に編者の命名したもので、今回もこの名を襲用した。原本は萩市松陰神社の所藏に係り、半紙二つ折形の一冊本である。中に土井有恪伊勢の人、  
筆名と號す月性・默霖・口羽杷山等の批圈評文があるが、本全集には省略した。原本には目次がないか



ら、便宜のため編者の手で新しく作つた。但し長文の題は折略した。

二

松陰の詩の刊本は明治年間尊攘堂發行木版本「松陰詩集」と、民友社發行「松陰先生遺著」中の松陰詩集があるが、それは門人馬島・山田の二人の編輯に基くものなることが「松陰先生遺著」中の例言によつて分る。今その例言を参考のために次に記しておく。

「此の集原本一卷、先生自ら輯めて黙霖・月性及び口羽通琦等に示す所にして、題して松陰詩稿と曰ふ。戊午の十二月獄に赴くに當り、通琦及び門人久坂誠に託するに刪定の事を以てす。而して通琦は先生に先だちて死し、誠も亦未だ依託を果すに遑あらず、姑く戊午の稿を併せ收む。明治の初、門人馬島昭、山田顯義と之れを刊せんことを謀り、「稿」を改めて「集」と曰ふ、分ちて二巻と爲す。幾くもなくして昭死し、事又沮む。今、剗削に附するに當り、悉く故人輯録の體に仍る」(原漢文)

○坐獄日録は安政六年三十歳の春、萩の野山獄中に於て執筆せられたもので、極めて小篇ではあるが、日本の古典を引用して吾が國體の尊嚴を述べ、經史を援きて臣道を批判せる重要な著述の一である。自筆原本は所在不明で、本全集は萩市松陰神社所藏の兄杉梅太郎筆寫本に據つたが、漢籍よりの引用文以外は和文である。

○照顔録は安政六年五月二十二日、即ち江戸へ檻送せられる三日前の筆に成り、有名な古人の名言義節を摘録してこれを讚評し、自己の所見心事をも併せ述べたもので、これ亦小篇ではあるが一片歌々の精神は強く輝いてゐる。照顔の題名は自序にある通り文天祥の正氣歌の結句に基いてゐる。原本は萩市松陰神社の所藏に係り、兄杉梅太郎の手寫本で、序跋並びに漢籍よりの引用文以外は和文である。本書は「坐獄日録」と合本にして松下村塾より發行せられたことがある。

○縛吾集は安政六年五月二十五日萩發より六月二十五日江戸着までの檻輿中に口吟せられた詩の集で、松陰は筆墨を携へぬ故、護卒に筆記させたものなることは五月二十九日の詩によつて分る。従つて誤寫も往々あつたのを、後年大樂源太郎長州藩士、梅田雲漢門下の志士が校正したといふことである。本全集は萩市松陰神社所藏のこの校正本を原本とした。尙ほ同神社には別に黙霖批評入りの寫本があるが、その評はこの度は省略した。題名は最初の詩句によつたもので、松陰の命名に基くものか後人の命名かは不明である。本書の木版本には加藤濼常陸の人、當時山口の明倫館の教授の序文があるので、参考のため左に掲げて置く。

「縛吾集敘

嗚乎、松陰先生、世の罔極に遭ひ、常に憤々として外虜の侵擾を慨あはく、反つて忌諱に觸れ、遂に戾を獲て再三囚に就き、廼すなはち敵の射を殞す。其の檻輿東下するに方あたりてや、文山の丹

三

車、澹菴の征駿のごとく悽愴蒼ならず、而して輿中詩を得る數十篇、蓋し囚中紙墨なく、韻書なし、唯だ護卒の筆を使ふ者に吟誦口授す、而も精神の注ぐ所、淫々として紙上に溢る。正氣の篇に至りては則ち二三十年天下に未だ見ざる好文章にして、獨り東湖翁の續正氣歌及び此の一篇は踵を文山に接すと云ふも亦可なり。知るべし、躬を圓牆覆盆の下に屈すと雖も、然も其の襟懷浩落、依然として宇宙の間に充塞す。姦人之れを誦すれば以て舌を捲き膽を破るべく、烈士之れを誦すれば以て眉を揚げ氣を吐くべし。其の徒比る板に刷りて以て其の傳を廣めんと欲し、予に序を徵む。予、此の郷に客寓すること久し、先生の親戚子弟と交尤も厚し。豈に其れ辭すべけんや。時に群敵四境に逼る、而して予の去らず、優游諷誦して閑散日を涉るは、踏海の志を懐いて竊かに先生の風に比するあるなり。乃ち喜んで之れを言ふ。

乙丑除日前一夕、夜半微吟淺酌、寒燈を剔り凍毫を呵して、鴻城(山口)の客館に書す。常

陸の後學櫻老藤淵撰す(原漢文)

○涙松集は同じく檻輿中にて口吟せる和歌二十首を輯めたもので、江戸着邸後の作も二首含まれてゐる。「縛吾集」と同様に眞蹟本はないから、萩市松陰神社所藏の他筆寫を原本としたが、それには鈴木高柄周防府天満宮の神官にして國學者歌人・默霖・某の三人の朱筆添削及び書入れが施してある

も、それは今全部省略して原形の儘にした。舊全集以前に「松陰先生遺噺」として「縛吾集」と合本で世に公にされ更に單行本として流布されたものは著しく原歌を改竄したもので、歌の數も原歌以上に「東行前日記」「留魂錄」その他書簡中に見える二十首をも附載してあり、これは近藤芳樹藤原宜寸の意によること、及び歌集の題名も穴戸眞激通稱九郎兵衛の命名なることが流布本の跋によつて分るので、これ亦参考のため左に載せて置く。

「すべて歌のかず四十、みな國をおもふまことより出でたれば、王を尊びていにしへのおほ御てぶりにかへし、夷をはらひてわだつみのほりをきよめむとするの志おのづから言の外にほへり。さるはあやをなさぬところなきにしもあらねど、天地をうごかし、おに神をなかしむるいさをは中々にかかるたぐひにぞあるべき。ことにとぢめのひとつた(流布本の最後は、七たびも生きかへりつつ夷をぞ撰はんこころ吾れ忘れぬや)は橋のまうち君(楠木正成)の討死したまひしをりの言葉にこころかよひて露ばかりもこの世の情にひかれず、いとおむかしくなむ、あはれみな人つねにこの歌をずんじてこのころをだにわすれずば、君にそむくたふれもなく、夷におかざる憂もなくなりなむものぞ。

藤原宜寸

○ 「芳宜はぎの城下を南のかたへ出いりする郊外にとしふる松たてり、そをなみだ松となむいふ。

他邦にたびだつ人はこの松を見かへりて悲しみ、他邦より年月へて歸り來る人はこの松を見つけて嬉しむ、うれしきにもかなしきにもこの松によりてなみだぐまるるをとりて名によべるなりけり。吉田義卿は嘉永癸丑の歳より外夷の我が神州を輕しめ侮ることをふかく慨<sup>あは</sup>たみ、人にさきだちて言にも事にもいと切にあらはしたるが、公にふれて囚人となり、東國に赴きけるをり、此のまつのもとにてよめる歌につづけて、憂が中によみ出たりしたびの歌ども、これかれかき集めたるを、うからなる杉修道もち來て我れに校合せよとあつらへけるを、とくもものでなほざりに過しける間に、おのれ江戸の櫻田殿に候<sup>まじ</sup>らひにと出立ちし日、その松のした行きて義卿がこともひ出でつづ、松のつれなき色さへなかなかに涙のたねとなりて、あだにはあらぬ名にこそなどつぶやき／＼て行過ぎつつ、ひととせばかりの江戸の候らひはてて、歸り來てまたその蔭を見れば、千とせのいろもたのみなく枯れあからみてなむたてりける。げになさけしらぬ人のうへをば岩木にたとへいふが世の中のならひなるを、この松は忠孝の爲に身をもすてたる人のかけし涙のいとあはれふかさを感じてかれたるやと、またもなみだのもよふさるるがあやしく、やがて涙松集となづけて

松の葉の千とせの色はかひなくてなみだのかれぬ袖の上かな

文久壬戌の歳、神無月ばかり、そのうたまきにかきつけかへしつ。 宍戸眞激

○留魂録は江戸獄に於て刑死の前日即ち安政六年十月二十六日の黄昏に成れるもので、知友門下生等への遺言書ともいふべきものである。これに依つて幕吏取調べの経過や、獄中志士の消息も明かになると共に、松陰の死に直面しての靜かな心境も窺はれ、後起の同志に對する嚴肅且つ痛切な遺託も知ることが出来る。

この書自筆本は二通作られ、一は刑死後間もなく江戸の飯田正伯等から萩の高杉・久保・久坂連名宛に送られた(第十一卷所収の飯田正伯の埋葬報告書参照)が現存せず、他の一は同囚沼崎吉五郎に託し、明治五年に楫取素彦伊之助の發見するところとなり、次いで野村靖和作にも通じ、明治九年に至つて沼崎より野村靖の手に入り、明治二十四年萩市松陰神社に藏せらるるに至つたものである。この眞蹟本の來歴については野村靖の文が「松陰先生遺著」にのせてあるので次に示すことにする。

先師松陰先生手蹟留魂録の後に書す

余曾て神奈川縣令たり。一日、老鄙夫あり、來り謁し、小冊子を懷より取りて曰く、「奴は長藩の烈士吉田先生の同獄囚沼崎吉五郎なり。先生殉難前の一、此の書を作り、奴に語<sup>つ</sup>げて曰く、余既に一本を吾が郷に贈る、然れども或は阻滯して達せざらんことを恐れ、又

是れを以て汝に託す。汝、出獄の日、これを長(州)人に致せよ、長人皆我れを知る、其の誰れたるを問はずと。奴、後に三宅島に處流せられ、頃ち赦されて歸る。偶々公の長人たるを聞き、謹んでこれを呈すと。余披いて之れを閲すれば、則ち先師手蹟の留魂録なり。乃ち告ぐるに師弟の實を以てす。吉五驚喜して具さに先師坐獄の狀を説き、且つ「諸友に語ぐる書」(第九卷四八)及び遺墨數葉を留めて去る。時に明治九年某月なり。因つて思ふに、當時留魂録の村塾に到るや、中に先師の手蹟に非ざるものあり、衆其の故を解せず。今此れに就きて、始めて他人に改作せられしを知る。嗟呼、先師終りに臨みて從容迫らず、用意縝密、此の書幸に今に存す、其の魂其の文千歳不朽と謂ふべし。抑々吉五は一無頼の徒のみ。然れども流竄顛沛の間に處りて保持失はず、遂に先師の遺託を全うするを得、豈に至誠人を感じしむるに非ずや。余將に佛國に奉使せんとす、此の書の由つて傳ふる所を記し、「諸友に語ぐる書」及び遺墨を併せて、これを村塾に藏む。

明治辛卯(四年)七月

子爵 野村靖識す

先師十月二十日家大人・玉丈人・家大兄に上るの書(第九卷六二一)に、「諸友に語ぐる書」の事あり、而して傳はらず、常に以て憾みと爲す。今又これを吉五より獲、蓋し先師併せて其の別本を託するなり。但し結尾完からず、深く惜しむべし。靖又識す(原漢文)

但し野村靖は明治九年神奈川縣權縣令にして、縣令となつたのは明治十一年故、右の文中、事實に錯誤あるも、暫く明治九年を正しとし、「縣令たり」とあるを記憶違ひと見做しておく。

眞蹟本は薄葉半紙四ツ折十枚に和文にて細書してあり、その折疊みの跡深く垢染みてゐるのは、沼崎が流竄十幾年に互る保存の苦心を物語るものであらう。本全集はこの眞蹟本を原本とした。尙ほこの眞蹟本以外に現存せざる今一つの眞蹟本の寫本と思はれるものが四種類あるが、何れも同じ個所が一行分脱落し、明かに同一系統の寫本なることが分る。又嘗て萩に於て松下村塾發行と稱して發賣した石版刷は眞蹟の模寫にして誤字多く信賴の出來ぬものであり、現今萩松陰神社發行のものは寫眞版にして原型その儘に精確であることを附言しておく。

○詩文拾遺は本全集の何れの成書にも收められないものを一括集録して年代順に配列したものである。和歌を除く以外の原文はすべて漢文である。各篇の表題のうちには原文にはなくして編者の附したのも相當數あるが一々斷らなかつた。又題下の年月その他は便宜編者が附した。

○以上本卷には七種類の述作を收めたが、その漢文書流し及び校訂、頭註等は、松陰詩稿を委員廣瀬豊、其の他を委員玖村敏雄・西川平吉の二人が共同して擔當した。

昭和十四年十一月二十五日印刷  
昭和十四年十一月三十日發行

吉田松陰全集第七卷

編纂者

山口縣教育會  
右代表者 齋藤彦一

發行者

岩波茂雄  
東京市神田區一ツ橋二丁目三番地

印刷者

白井赫太郎  
東京市神田區錦町三丁目十一番地

印刷所

精興社  
東京市神田區錦町三丁目十一番地

東京市神田區一ツ橋二丁目三番地

發行所 岩波書店

電話(33) 一八七・一八八番  
九野 一八九・一八〇番  
振替口座東京七四一六番

小店出版物中、萬一不完全な品(落丁・亂丁等)がありましたら、御手数から洩れなく御申出下さる事を御願ひ致します。たとへ御禮後でありましても、早速お取替致します。

(岡山製本)

IT 7W 26

終